

仕様書

1 名称

円山動物園仮施設貸借

2 業務概要

動物園センター改修工事に伴う仮施設の設置、撤去及び貸借に係る業務

3 設置場所

札幌市中央区宮ヶ丘3番地1（円山動物園敷地内）

4 契約期間

契約締結の日から令和8年6月30日まで。なお、各期日については以下のとおりとする。

(1) 設置期間

契約締結日から令和7年6月30日

ただし、建築基準法第18条第16項の規定による工事完了通知期限は令和7年6月25日とする

(2) 貸借期間

令和7年7月1日から令和8年5月31日（11か月）

(3) 撤去期間

令和8年6月1日から令和8年6月30日

ただし、現場着手の日程は委託者の引越し等の日程を考慮すること

5 契約金額

契約金額の案分については、以下のとおりとする。なお、計算過程において1円未満の端数が生じた場合は原則として四捨五入し、合計金額が入札書記載金額と合わない場合は調整を行う。

(1) 設置費

$(\text{入札書記載金額} \times 88\%) + \text{消費税及び地方消費税の額}$

(2) 貸借料（月額）

$\{(\text{入札書記載金額} \times 2\%) / 11\} + \text{消費税及び地方消費税の額}$

(3) 撤去費

$(\text{入札書記載金額} \times 10\%) + \text{消費税及び地方消費税の額}$

6 規格・仕様

(1) 規格及び仕様等の詳細は別図による。

(2) 同等品で仮施設を設置する場合は、建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物許可及び建築基準法第18条第2項の規定に基づく計画通知の手続きを完了させたうえで、4(1)の期日までに仮施設を設置すること。

(3) 4(1)の期日までに揮発性有機化合物の室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であること

を委託者に示したうえで賃貸借を開始すること。

ア 測定物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン

イ 測定方法・測定箇所

拡散方式、1か所（1階更衣室）

- (4) 敷鉄板下部の置換した砂利は、建物撤去後に敷きならすこと。
- (5) 本仕様書及び図面に明記されていない規格・仕様は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」直近版による。

7 一般事項

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 委託者と連絡を密にし十分な打合せを行うこと。
- (3) 必要に応じ各段階ごとに委託者の確認を受け業務を進めること。
- (4) この仕様書に明記されていない事項については、委託者との協議による。

8 特記事項

- (1) 以下の手続きに係る資料の作成、官公庁等への提出、申請手数料及び通知書の受領は本業務に含む。
 - ア 建築基準法第 18 条第 16 項の規定に基づく工事完了通知
 - イ 建築基準法第 15 条第 1 項の規定に基づく届出
 - ウ 仮設建築物に関する誓約書に基づく仮設建築物除却届
 - エ その他仮設施設を賃貸借するにあたり必要となる手続き
 - オ 委託者から指示のある手続き（本業務に係るものに限る）
- (2) 建物設置の支障物となるものがある場合は委託者と協議すること。

9 提出書類

- (1) 業務履行開始時、以下の書類を委託者へ提出すること。
 - ア 業務責任者指定通知書
 - イ 業務工程表
 - ウ その他委託者の指示するもの
- (2) 業務完了時、以下の書類を委託者へ提出すること。
 - ア 完了届
 - イ 8(1)の手続き完了後の副本等
 - ウ しゅん功図（Jw_cad）
 - エ その他委託者の指示するもの